

⑪介護保険福祉用具等データベースシステム

1. 概要

介護保険における福祉用具・住宅改修は、急速に普及・定着していますが、一方では、活用の際に個々の身体状況等への適合が不十分であったり、また、選択・活用に関する情報を得る機会が少ないなどの問題が指摘されています。

そこで、福祉用具・住宅改修の選択・活用等に関する情報を広く提供するため、利用者やケアマネジャーがインターネットで検索できるよう適切な利用事例等をデータベース化し、(財)テクノエイド協会のホームページ上で平成16年4月から公開します。

2. 本システムの機能

■福祉用具の各種寸法、機能に関する条件指定による商品検索機能

福祉用具の各種寸法や福祉用具が有する機能を指定して、商品情報を検索することができます。例えば、自走用標準型車いすであれば、シート幅、シート奥行き、前座高、後座高等の寸法及びリクライニング機能有無等の機能有無を指定して検索することができます(図1)。

■福祉用具の各種寸法、機能に関する解説表示機能

福祉用具の商品情報を検索する際に、検索条件として設定できる各種寸法や機能について、意味、選択の目安、留意点を表示することができます(図1)。

重量		最大 <input type="text"/> ~ 最小 <input type="text"/> kg	
シート形式 意味 一枚の布製シートを帯状にし両端を固定して張る形式のスリングシート、布製シートを複数に分割しそこに張り具合を調整できるようにした張り調整式シート、クッション付きの固定式シートなどがあります。 選択の目安 フレーム折りたたみに関係します。折りたたみ式にはスリングシートや張り調整式シートが多用されます。座位安定性を高めるには張り調整式やクッション付き固定式が便利です。スリングシートはクッションと組合せて対応します。 留意点 スリングシートや張り調整式シートでは座位安定性を高めた形状や圧力分散性が配慮された車いす専用クッションを必ず併用しましょう。	リクライニング機能 有無 可動範囲 最大 <input type="text"/> ~ 最小 <input type="text"/> 度	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し 最大 <input type="text"/> ~ 最小 <input type="text"/> 度	
	シート	シート形式	<input checked="" type="checkbox"/> スリングシート <input type="checkbox"/> 張り調整 <input checked="" type="checkbox"/> クッション付きシート <input type="checkbox"/> その他
	シート幅	最大 400 ~ 最小 390 mm	
	シート奥行き	最大 400 ~ 最小 390 mm	
	前座高	最大 450 ~ 最小 430 mm	
	後座高	最大 450 ~ 最小 430 mm	
	シート角度	最大 <input type="text"/> ~ 最小 <input type="text"/> 度	

項目をクリックすると解説が表示されます。

検索条件として各種寸法や機能の有無等を指定することができます。

図1：検索条件を指定する画面のイメージ

■利用者の身体機能等に関する条件指定による事例検索機能

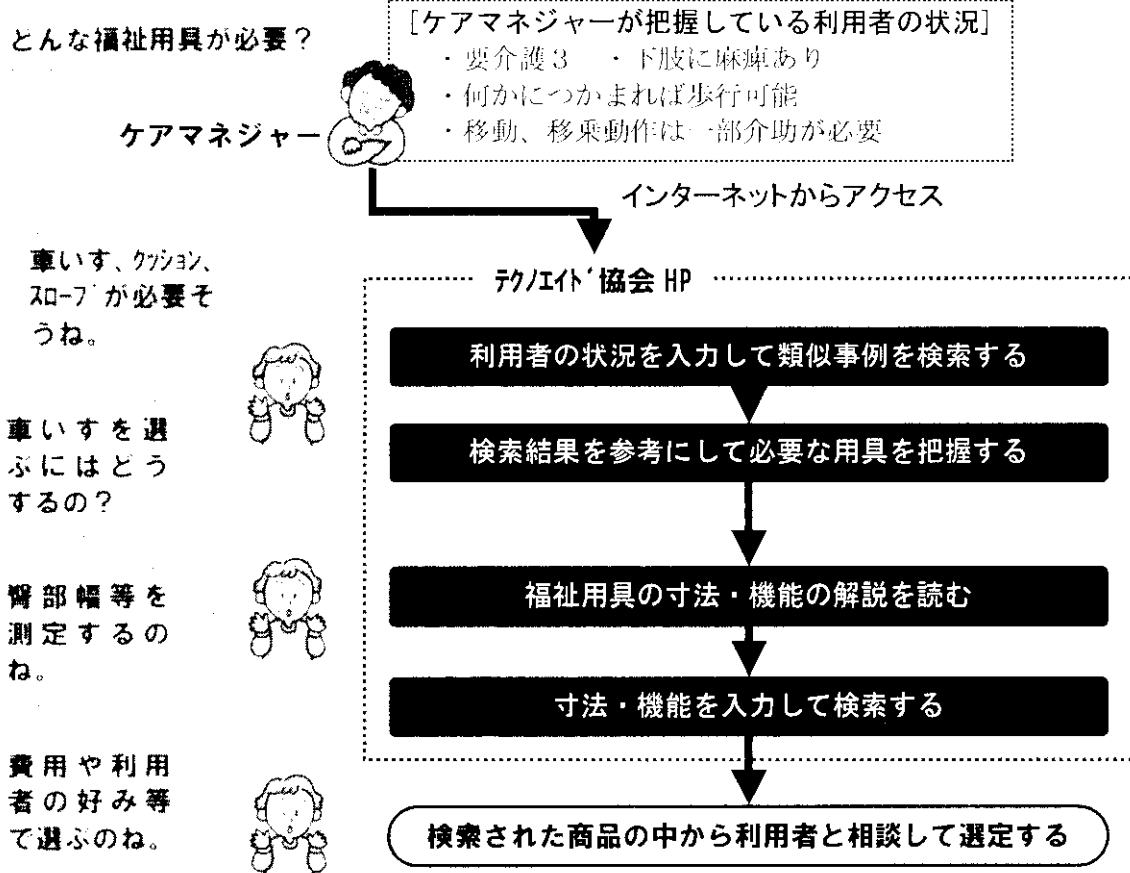
利用者の性別、要介護度、要介護認定調査項目の状況等を指定して、福祉用具・住宅改修の利用事例情報を検索することが可能です。また、特定の商品指定して、その商品が利用されている事例情報を検索することも可能です。

利用事例情報では、要介護認定調査項目等の身体状況の他に、利用している福祉用具及び実施している住宅改修の写真も表示されます。また、利用している福祉用具については、当該商品の各種寸法や機能についても表示されます。

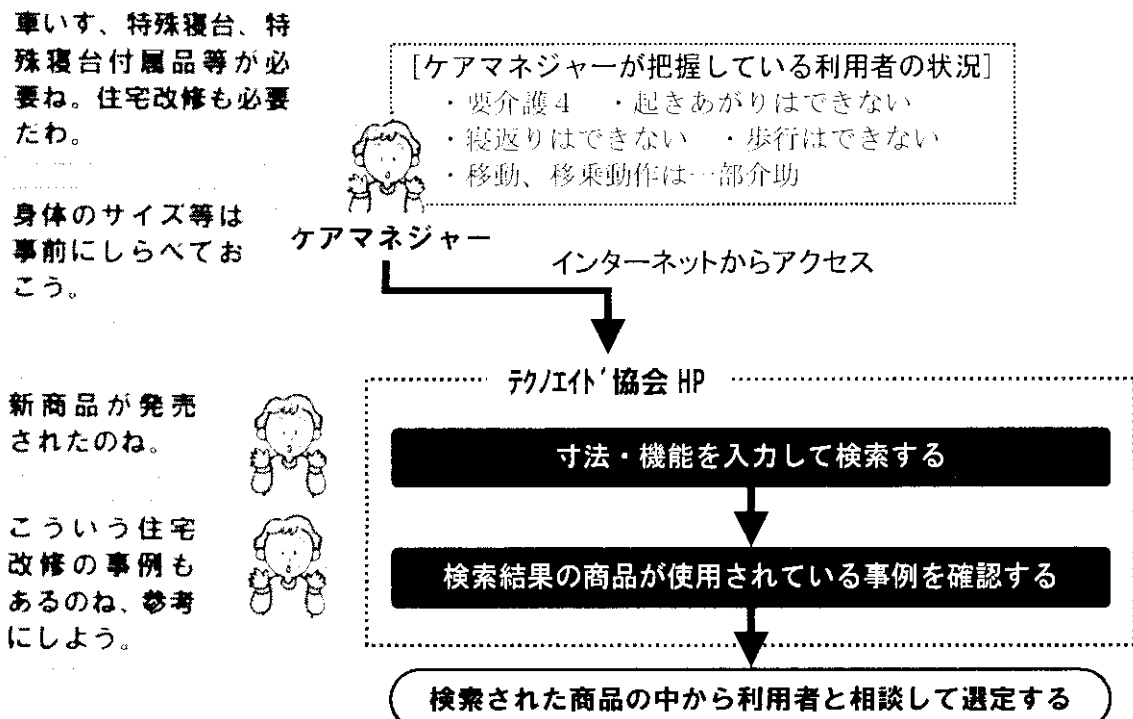
平成16年4月より(財)テクノエイド協会HP (<http://www.techno-aids.or.jp/>)で公開予定

3. 本システム活用のイメージ

活用イメージ1：福祉用具・住宅改修のプランニング経験があまりないケアマネジャー



活用イメージ2：福祉用具・住宅改修のプランニング経験が豊富なケアマネジャー



⑫シルバーサービス地方振興組織の状況

平成16年1月1日現在

都道府県	上段) 団体の名称	設立会員数		所在地及び連絡先	
	下段) ホームページアドレス	年月日	(賛助会員数)	所在地	連絡先
北海道	(社)北海道シルバーサービス振興会 http://www.silver.or.jp	H4.10.1	62 (27)	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立社会福祉総合センター (かでの2・7)4階	TEL:011-280-7710 FAX:011-280-7720
岩手県	岩手県シルバーサービス連絡協議会	H5.10.29	15	盛岡市本町通3丁目19-1 (財)岩手県長寿社会振興財団内	TEL:019-625-7490 FAX:019-625-7494
宮城県	(財)宮城いきいき財団 http://www.nenrin.or.jp/miyagi/	H3.4.1	39	仙台市青葉区通町1丁目6-9 宮城県通町分庁舎内	TEL:022-219-1171 FAX:022-219-1168
秋田県	秋田県シルバーサービス振興研究会 http://www.nenrin.or.jp/akita	H10.3.19	64 (27)	秋田市御所野下堤5-1-1 (財)秋田県長寿社会振興財団内	TEL:018-829-2888 FAX:018-829-2770
山形県	山形県シルバーサービス振興懇談会	H10.1.29		山形市松波2-8-1 山形県健康福祉部長寿社会課内	TEL:023-630-2158
福島県	福島県シルバーサービス振興会	H7.7.12	55 27	福島市中町5-18 林業会館1階	TEL:024-528-0408 FAX:024-528-0408
茨城県	(社)茨城県福祉サービス振興会 http://www.park7.wakwak.com/~iba-shinkokai/fukushi/	H7.2.1	51 20	水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館内	TEL:029-241-6939 FAX:029-241-6799
埼玉県	埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会 http://www.zaitakunet.com/index.html	H10.3	80 14	東松山市松葉町1-13-7	TEL:0493-22-9711 FAX:0493-22-9721
千葉県	千葉県在宅サービス事業者協議会	H5.6.28	55 9	千葉市中央区中央4-13-28 新都市ビル7F	TEL:043-221-7450 FAX:043-221-4777
東京都	(財)東京都高齢者研究・福祉振興財団 http://www.fukushizaidan.jp/	H14.3.1	個人 218 法人 24	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ14F	TEL:03-5206-8732 FAX:03-5206-8742
神奈川県	(社)かながわ福祉サービス振興会 http://www.ny.airnet.ne.jp/fukusi/	H9.3.31	正 79 賛助 118 市町村 38	横浜市中区本町2丁目10番地 ヨコハマ大栄ビル8階	TEL:045-671-0294 FAX:045-671-0295
富山県	(財)富山県いきいき長寿財団 http://www.vita.or.jp/	H5.2.24		富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館3階	TEL:076-432-6010 FAX:076-432-6009
福井県	(財)福井県すこやか長寿財団 http://www.sukoyakazaidan.jp/	H1.8.21		丹生郡清水町真栗47-51	TEL:0776-98-5801 FAX:0776-98-5804
山梨県	(財)長寿やまなし振興財団 http://www.nenrin.or.jp/yamanashi	H8.3.18	44	甲府市北新一丁目2-12 山梨県福祉プラザ4F	TEL:055-251-3900 FAX:055-251-3972
岐阜県	岐阜県シルバーサービス振興会	H6.3.2	58 6	岐阜市藪田南5丁目14番12号 (財)岐阜県健康長寿財団内	TEL:058-273-1111 FAX:058-276-2605
愛知県	(財)愛知県シルバーサービス振興会 http://www.aichi-silver.com/	H2.7.24	1410 (99)	名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8F	TEL:052-223-6621 FAX:052-212-1615

平成16年1月1日現在

都道府県	上段) 団体の名称	設 立 年 月 日	会 員 数 (賛助会員数)	所 在 地 及 び 連 絡 先	
	下段) ホームページアドレス			所 在 地	連 絡 先
滋 賀 県	(社福)滋賀県社会福祉協議会 滋賀県レイカディア振興センター http://www.nenrin.or.jp/shiga/	H2.3.26		草津市笠山7-8-138	TEL:077-567-3939 FAX:077-567-3906
京 都 府	(財)京都SKYセンター http://www.nenrin.or.jp/kyoto/	H2.6.1	100	京都市中京区竹屋町通烏丸 東入ル清水町375番地 京都府立総合社会福祉会館2階	TEL:075-241-0226 FAX:075-241-0204
大 阪 府	(財)大阪府地域福祉推進財団 http://www.fine-osaka.jp	H1.12.26	46	大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	TEL:06-4304-0294 FAX:06-4304-2941
兵 庫 県	兵庫県シルバーサービス 事業者連絡協議会 http://www.hssk.gr.jp/	H13.1.23	144 12	神戸市西区曙町1070 兵庫県立総合リハビリテーション センター総合案内所内	TEL:078-920-2570 FAX:078-920-2571
奈 良 県	(財)奈良県長寿社会推進センター http://www.nenrin.or.jp/nara/	H2.4.1		橿原市大久保町320番地11	TEL:0744-29-0120 FAX:0744-29-0121
広 島 県	(社)広島県シルバーサービス振興会 http://www.hiroshima-silver.or.jp	H11.3.18	100	広島市南区皆実町1丁目6-29 広島県健康福祉センター内	TEL:082-254-9699 FAX:082-254-9690
徳 島 県	(財)とくしま"あい"ランド推進協議会 http://www.nenrin.or.jp/tokushima/	H2.7.1		徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター内	TEL:088-655-5080 FAX:088-655-3002
香 川 県	香川県シルバーサービス連絡会	H3.12.1		高松市番町1丁目10-35 (財)香川県健康長寿財団 香川県長寿社会センター内	TEL:087-863-0222 FAX:087-863-0090
高 知 県	高知県シルバーサービス振興協議会	H8.7.5	42	高知市朝倉戊375-1 (財)高知県ふくし交流財団内	TEL:088-844-9054 FAX:088-844-9411
熊 本 県	熊本県福祉介護用品協会	H4.10.6	25 (9)	熊本市尾ノ上1丁目3-9	TEL:096-384-6565 FAX:096-384-6594
鹿 児 島 県	特定非営利活動法人 シルバーサービスネットワーク鹿児島 http://www.satsuma.ne.jp/silver/	H12.8.28	15 3	鹿児島市郡元3丁目14番7号	TEL:099-250-3624 FAX:099-250-3624

⑬指定事業所指定状況《WAMNETベース》

(平成15年9月現在)

1 指定居宅介護支援事業所指定状況

指定件数: 26,096 件
(15年4月調査時: 24,931 件)

2 指定居宅サービス事業所指定状況

指定件数: 321,277 件(「みなし指定」を含む)
(15年4月調査時: 312,959 件)

1 居宅介護支援事業の指定件数の状況

法人種別	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	民法法人 (社団・財団)	営利法人	非営利法人 (NPO)	農協	生協	左記以外 の法人	地方公共団体				非法人	※	合計
										都道府県	市町村	広域連合・一級市	小計			
15年9月現在指定件数	5,690	2,395	6,105	1,231	7,673	517	327	603	227	13	1,199	116	1,328	0	0	26,096
15年4月現在指定件数	5,524	2,371	6,035	1,213	6,827	450	323	584	220	14	1,255	115	1,384	0	0	24,931
増減	166	24	70	18	846	67	4	19	7	-1	-56	1	-56	0	0	1,165

2 居宅サービス事業の指定件数の状況

法人種別	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	民法法人 (社団・財団)	営利法人	非営利法人 (NPO)	農協	生協	左記以外 の法人	地方公共団体				非法人	※	合計
										都道府県	市町村	広域連合・一級市	小計			
15年9月現在指定件数	17,655	5,001	53,764	3,128	36,178	1,714	1,102	1,798	1,421	394	4,867	635	5,896	63,173	130,447	321,277
15年4月現在指定件数	16,889	4,956	51,148	3,005	32,871	1,448	1,081	1,705	1,245	402	4,832	623	5,857	60,780	131,974	312,959
増減	766	45	2,616	123	3,307	266	21	93	176	-8	35	12	39	2,393	-1,527	8,318

2-1 居宅サービス種類別指定件数の内訳

サービス種別	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	民法法人 (社団・財団)	営利法人	非営利法人 (NPO)	農協	生協	左記以外 の法人	地方公共団体				非法人	※	合計
										都道府県	市町村	広域連合・一級市	小計			
訪問介護	3,046	2,328	1,529	299	9,376	896	377	381	144	0	229	9	238	0	0	18,614
訪問入浴介護	720	920	77	28	1,004	32	19	10	0	0	52	6	58	0	0	2,868
訪問看護	617	66	14,838	1,256	727	37	154	462	392	116	1,179	137	1,432	15,363	28,548	63,892
訪問リハビリテーション	183	5	9,794	352	99	5	83	185	250	100	653	77	830	13,487	25,388	50,661
居宅療養管理指導	195	5	16,160	583	14,053	8	134	288	407	137	1,298	116	1,551	33,385	76,511	143,280
通所介護	5,916	1,450	977	119	2,409	465	89	131	44	7	751	57	815	0	0	12,415
通所リハビリテーション	497	2	4,309	214	5	1	37	221	39	5	151	36	192	381	0	5,898
短期入所生活介護	4,817	33	51	2	34	1	1	6	7	22	263	145	430	0	0	5,382
短期入所療養介護	499	3	5,077	221	5	0	44	42	66	6	260	49	315	557	0	6,829
痴呆対応型共同生活介護	943	30	805	17	1,511	224	1	7	11	0	25	1	26	0	0	3,575
特定施設入所者生活介護	110	1	5	18	471	2	0	2	24	1	0	0	1	0	0	634
福祉用具貸与	112	158	142	19	6,484	43	163	63	37	0	6	2	8	0	0	7,229

- ・「※」欄は、「みなし指定」により申請行為がないため、法人種別が把握できていない事業所である。
- ・WAMNETのホームページに掲載されている事業所数には、基準該当サービス事業所が含まれている。

指定介護老人福祉施設の指定状況
(平成15年9月1日現在)

NO.	都道府県	施設数	入所定員数
1	北海道	264	17,881
2	青森県	88	5,011
3	岩手県	86	5,278
4	宮城県	90	5,501
5	秋田県	85	5,067
6	山形県	74	5,612
7	福島県	88	5,900
8	茨城県	119	6,837
9	栃木県	83	4,678
10	群馬県	99	5,567
11	埼玉県	183	11,516
12	千葉県	168	11,146
13	東京都	341	30,585
14	神奈川県	200	15,253
15	新潟県	124	9,024
16	富山県	58	4,357
17	石川県	46	3,946
18	福井県	50	3,360
19	山梨県	42	2,723
20	長野県	120	7,706
21	岐阜県	71	5,012
22	静岡県	134	9,180
23	愛知県	145	12,588
24	三重県	87	5,268
25	滋賀県	48	3,345
26	京都府	108	7,322
27	大阪府	269	19,993
28	兵庫県	231	15,601
29	奈良県	57	4,371
30	和歌山県	64	3,970
31	鳥取県	30	2,522
32	島根県	75	3,965
33	岡山県	108	7,018
34	広島県	148	8,844
35	山口県	85	5,706
36	徳島県	55	3,156
37	香川県	64	3,683
38	愛媛県	83	4,935
39	高知県	50	3,358
40	福岡県	195	13,416
41	佐賀県	49	3,141
42	長崎県	95	5,347
43	熊本県	109	6,616
44	大分県	66	4,263
45	宮崎県	71	4,193
46	鹿児島県	131	7,736
47	沖縄県	54	4,065
	合 計	5,090	345,562

(老健局振興課調べ)

介護老人保健施設の許可状況
(平成15年9月1日現在)

NO.	都道府県	施設数	入所定員数
1	北海道	140	12,522
2	青森県	55	5,074
3	岩手県	54	4,884
4	宮城県	62	6,250
5	秋田県	45	4,432
6	山形県	35	3,291
7	福島県	53	5,265
8	茨城県	71	6,232
9	栃木県	52	4,572
10	群馬県	67	4,975
11	埼玉県	92	9,043
12	千葉県	106	10,090
13	東京都	115	11,235
14	神奈川県	122	12,236
15	新潟県	77	7,947
16	富山県	40	3,825
17	石川県	34	3,440
18	福井県	29	2,703
19	山梨県	27	2,520
20	長野県	71	6,089
21	岐阜県	54	4,869
22	静岡県	73	7,525
23	愛知県	121	12,152
24	三重県	50	4,892
25	滋賀県	23	1,910
26	京都府	46	4,904
27	大阪府	147	13,836
28	兵庫県	116	10,526
29	奈良県	26	2,332
30	和歌山県	36	3,092
31	鳥取県	32	2,427
32	島根県	32	2,005
33	岡山県	69	5,568
34	広島県	89	7,314
35	山口県	57	4,092
36	徳島県	50	4,025
37	香川県	42	3,181
38	愛媛県	59	4,757
39	高知県	31	2,000
40	福岡県	152	13,290
41	佐賀県	37	2,873
42	長崎県	47	4,225
43	熊本県	81	5,905
44	大分県	49	3,840
45	宮崎県	42	2,990
46	鹿児島県	72	5,333
47	沖縄県	41	3,732
	合 計	3,021	270,220

(老健局振興課調べ)

指定介護療養型医療施設の指定状況（平成15年9月1日現在）

NO.	都道府県	療養病床（病院）			療養病床（診療所）			老人性痴呆疾患療養病床			合計		
		指定数			指定数			指定数			指定数		
		施設数	病床数	うち介護保険適用病床数	施設数	病床数	うち介護保険適用病床数	施設数	病床数	うち介護保険適用病床数	施設数	病床数	うち介護保険適用病床数
1	北海道	188	13,411	10,977	85	1,110	689	5	284	174	278	14,805	11,840
2	青森県	19	1,511	895	28	283	182	4	222	222	51	2,016	1,299
3	岩手県	21	1,974	858	25	300	186	1	50	12	47	2,324	1,056
4	宮城県	18	999	545	16	184	134	0	0	0	34	1,183	679
5	秋田県	11	1,250	648	6	97	44	1	280	20	18	1,627	712
6	山形県	9	628	405	12	211	134	1	60	40	22	899	579
7	福島県	30	1,476	818	14	226	104	0	0	0	44	1,702	922
8	茨城県	42	2,488	1,558	16	285	137	0	0	0	58	2,773	1,695
9	栃木県	18	1,240	1,055	6	112	49	0	0	0	24	1,352	1,104
10	群馬県	37	1,983	1,469	5	95	36	1	60	20	43	2,138	1,525
11	埼玉県	71	5,860	4,286	0	0	0	4	446	396	75	6,306	4,682
12	千葉県	68	6,248	3,288	19	200	139	4	337	227	91	6,785	3,654
13	東京都	115	8,676	7,812	10	142	98	4	425	416	129	9,243	8,326
14	神奈川県	66	8,325	5,297	12	142	87	5	435	332	83	8,902	5,716
15	新潟県	47	3,437	2,696	4	56	45	5	273	234	56	3,766	2,975
16	富山県	48	3,275	2,629	17	207	85	4	203	108	69	3,685	2,822
17	石川県	39	2,322	1,737	14	261	90	1	100	100	54	2,683	1,927
18	福井県	36	2,204	930	15	200	110	2	145	50	53	2,549	1,090
19	山梨県	14	899	433	4	49	36	1	60	20	19	1,008	489
20	長野県	45	2,602	1,512	25	299	235	2	326	106	72	3,227	1,853
21	岐阜県	34	2,142	1,173	20	214	157	0	0	0	54	2,356	1,330
22	静岡県	37	3,844	3,814	11	179	87	3	172	172	51	4,195	4,073
23	愛知県	98	8,709	4,819	30	301	208	0	0	0	128	9,010	5,027
24	三重県	35	1,941	1,420	17	305	141	0	0	0	52	2,246	1,561
25	滋賀県	19	2,174	1,109	2	24	21	1	60	28	22	2,258	1,158
26	京都府	60	5,662	4,041	8	50	50	3	173	173	71	5,662	4,264
27	大阪府	137	10,943	9,534	6	95	56	5	295	216	148	11,333	9,806
28	兵庫県	102	8,140	5,605	39	443	369	4	252	196	145	8,835	6,170
29	奈良県	12	1,098	1,019	2	38	35	1	200	50	15	1,336	1,104
30	和歌山県	22	1,601	882	20	221	160	0	0	0	42	1,822	1,042
31	鳥取県	14	1,104	616	11	128	87	0	0	0	25	1,232	703
32	島根県	29	1,988	1,195	14	217	138	1	60	20	44	2,265	1,353
33	岡山県	71	8,146	1,853	29	534	177	7	2,264	292	107	10,944	2,322
34	広島県	108	6,143	4,304	65	1,111	443	4	208	208	177	7,462	4,955
35	山口県	61	8,822	4,451	17	223	128	2	350	46	80	9,395	4,625
36	徳島県	56	4,020	2,060	46	382	239	1	108	60	103	4,510	2,359
37	香川県	40	2,124	993	54	544	333	3	140	121	97	2,808	1,447
38	愛媛県	55	3,795	2,366	52	637	397	3	150	82	110	4,582	2,845
39	高知県	71	4,208	3,199	7	62	44	1	53	53	79	4,323	3,296
40	福岡県	146	16,401	8,015	89	798	481	6	272	128	241	17,471	8,624
41	佐賀県	34	1,832	1,443	27	289	182	1	120	120	62	2,241	1,745
42	長崎県	45	4,518	1,505	109	847	691	0	0	0	154	5,365	2,196
43	熊本県	92	9,016	4,532	79	861	517	9	467	205	180	10,344	5,254
44	大分県	44	2,057	1,014	93	634	634	3	228	126	140	2,919	1,774
45	宮崎県	39	2,429	1,886	47	519	394	2	110	110	88	3,058	2,390
46	鹿児島県	102	5,442	2,628	90	1,051	443	7	404	127	199	6,897	3,198
47	沖縄県	22	2,128	1,044	23	386	162	2	208	102	47	2,722	1,308
合計		2,527	201,235	126,368	1,340	15,502	9,394	114	9,827	5,112	3,981	226,564	140,874

（老健局振興課調べ）

※ 「合計」の指定施設数は、各病床（病棟）の種類ごとの指定施設数の単純合計となっているため、重複して計上されていることがあり得る。

⑭事故発生時の対応について

事故発生時の対応については、事故が発生した場合には、

- ・ 速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこと、
 - ・ 事故に際して採った処置について記録しなければならないこと、
- 等について、関係省令や通知において規定しているところであるが、未だ、適切な対応が行われていない事業者も見受けられるため、改めて、対応の徹底が図られるよう、よろしく取り計らわれたい。

(訪問介護に係る事故発生時の規定の例)

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成十一年厚生省令第三十七号)

(内容及び手続の説明及び同意)

第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(事故発生時の対応)

第三十七条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について

(平成十一年九月一七日、老企第二十五号)

各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

第三 訪問介護

3 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

基準第八条は、指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

(24) 事故発生時の対応

基準第三七条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう事後発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、基準第三十九条第二項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、二年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- (一) 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- (二) 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- (三) 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。

(注) 同様の規定が、居宅サービス及び施設サービスごとに置かれている。

⑮訪問介護員養成研修事業者協議会の概要

- 1 設立趣旨 介護保険制度が導入されて以降、居宅介護の柱となるホームヘルパーの質の向上が火急の課題と言われる中、知事指定事業者自らが訪問介護員養成研修の質の向上を図ることで、府民や介護保険事業者の方々に一層の信頼と安心感を持ってもらえる良質な訪問介護員の養成を目指す。
- 2 団体名 大阪府訪問介護員養成研修事業者協議会
委員長 岡本 千秋（社会福祉法人 キリスト教ミード社会館館長）
平成14年12月19日設立
事務局：大阪府立介護実習・普及センター（電話 072-626-3381）
- 3 参加団体 大阪府知事指定訪問介護員養成研修事業者等
138事業者（平成16年2月現在）
- 4 組織
役員会（会長、副会長、委員、会計監事）
専門部会
（1）総務・財務専門部会
・会員数の拡大
・財源の検討
（2）倫理綱領推進専門部会
・倫理綱領の策定普及
・事業所の評価水準向上のため会員資格の検討
（3）企画運営・養成研修専門部会
・養成研修事業者の研修実態調査
・事業者向け研修の実施
- 5 活動内容（実績）
（1）倫理綱領の制定
平成15年5月30日に開催した総会において制定（別紙）
（2）養成研修事業者の研修実態調査
○ 平成15年8月から9月（郵送によるアンケート調査）
○ 138事業所中84事業所から回答
○ 調査項目
「事業者の組織形態」「受講料」「募集方法」「外部講師への謝礼」
「実習施設への謝礼」「実習施設への診断書等の提出状況」
「補講の状況」等 35項目
○ 集計結果を平成16年2月に開催する研修会で報告予定
（3）事業者向け研修の実施
平成16年2月（開催予定）

訪問介護員養成研修事業者の倫理綱領

私たち大阪府訪問介護員養成研修協議会は、会員事業者が運営する訪問介護員養成研修事業が介護サービスの専門職を養成する教育的機能を有する重要性を認識し、運営体制と教育内容について指導助言や評価、講師の育成と紹介、地域住民への情報開示を行い、養成研修事業の質の向上に努めます。

そして、介護ニーズを有する人たちが、必要に応じて良質な介護サービスを利用し、住み慣れた地域で安心して暮らしを継続できるような社会の実現を願うものです。

そのために、ケアワークを基盤に利用者の自己決定の尊重と自立支援、権利擁護の推進、知識と技術の研鑽をもって介護サービスを実践する訪問介護員を養成します。

訪問介護員養成研修事業者は、ここに倫理綱領を定め、高い倫理的自覚をもって介護サービスを提供する人材の養成に努めます。

【研修目標】

1. 基本的人権の擁護

訪問介護員養成研修事業者は、すべての人の基本的人権を擁護するとともに、利用者の利益を代弁する役割を担える人材を養成します。

2. 利用者の自己決定の尊重と自立支援

訪問介護員養成研修事業者は、地域で心豊かに暮らせるよう利用者の自己決定を最大限尊重し、自立支援に向けて介護サービスを提供する人材を養成します。

3. プライバシーの保護

訪問介護員養成研修事業者は、利用者のプライバシーを保護するため、養成研修の実習及び介護サービスの提供で知り得た個人情報を守り、職務として遂行できる人材を養成します。

4. 専門サービスの提供

訪問介護員養成研修事業者は、1と2をふまえて、介護サービスの専門性を理解し知識・技術の研鑽に励み、豊かな感性と洞察力、倫理的自覚をもって専門サービスを提供できる人材を養成します。

【事業者の責務】

1. 専門職養成の責務

訪問介護員養成研修事業者は、訪問介護員養成にあたり、専門職の教育であることを明確にし、教育水準の向上に努めます。

2. 社会に対する責務

訪問介護員養成研修事業者は、行政及び保健・医療・福祉関係機関と連携を図り、社会的ニーズに貢献します。

3. 要綱及び関係法規の遵守

訪問介護員養成研修事業者は、訪問介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱の規定に基づいて、養成研修を実施し、社会福祉法、介護保険法等の関係する法規を遵守します。

4. 機関に対する責務

訪問介護員養成研修事業者は、所属する機関が介護サービスの専門職として訪問介護員を養成する理念・目的に沿って事業が遂行されるよう協力し、業務の改善と向上が必要な際は、適切妥当な方法で提言するよう努めます。